

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講すべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講すべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

（教育委員会の職務権限）

- 第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
- 一 教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
 - 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
 - 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
 - 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
 - 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
 - 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
 - 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
 - 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
 - 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
 - 十一 学校給食に関すること。
 - 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
 - 十三 スポーツに関すること。
 - 十四 文化財の保護に関すること。
 - 十五 ユネスコ活動に関すること。
 - 十六 教育に関する法人に関すること。
 - 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
 - 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
 - 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（長の職務権限）

- 第 22 条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。
- 一 大学に関すること。
 - 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
 - 三 私立学校に関すること。
 - 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
 - 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
 - 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。